

貞丈雜記

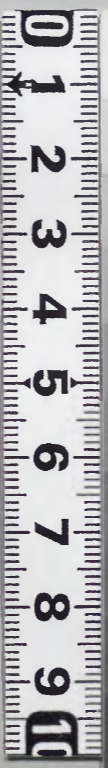
一之下

農務省
圖書
第一三二號
共二冊

大政官文庫
和書門
一五八號
二架
三冊

內閣文庫
和書
二五八號
二架
三冊

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 (2)
函號	212 17



貞丈雜記卷之一下



一 矢開之祝

三ヶ条

一 嘉祥之祝

一 婚禮古法

一 山橘之事

一 葵かつゞき事 圖

一 昆布之事

一 下帯之祝

雜記一下

祝儀之部目録之續

一 鎧着初之祝

一 置鳥置鯉二重折 三ヶ条

一 盃事

一 藥玉乃事

一 扇斗蛇之事

一 袖留之祝

一 玄猪之事 四ヶ条

目一



- 一 九月十三夜
- 一 祝言と云事
- 一 八朔之事
- 一 粥杖之事 ニヶ条
- 一 左儀長之事
- 一 吉日を撰事
- 一 誕生初夜七夜
- 一 河縣祭
- 一 婚禮輿請取渡
- 一 老人賀之事

- 一 正月鏡餅
- 一 寶舟之事
- 一 御齒固之祝
- 一 卯杖之事
- 一 年中吉日
- 一 臍帯つゝ祝 三ヶ条
- 一 小児湯始之祝
- 一 臍帯竹刀之事
- 一 輿請取事
- 一 桂乃里の夫婦

- 一 かけ香藥玉 圖
- 一 胞衣納事
- 一 婚禮乃脂燭
- 一 移徙之祝
- 一 ち後弓之事 ニヶ条
- 一 ゆき帯
- 一 妊婦方透
- 一 いき餅
- 一 三月三日遊
- 一 新宅煤拂有無

- 一 菊のきせり
- 一 正月五ヶ日
- 一 正月五ヶ日正説
- 一 夫婦盃之事
- 一 懐妊着帯之事
- 一 帯結や故実
- 一 いろの祝
- 一 三月三日艸餅
- 一 煤拂之事
- 一 正月門松之事 ニヶ条

- 一 ちごの子
- 一 山菅之事
- 一 婚入貝桶
- 一 大饗之事
- 一 婚禮露顯
- 一 御誕生産湯式
- 一 子戴之餅
- 一 胞衣を納^ル故實
- 一 鼻心結の糸

- 一 魚味之祝
- 一 尚齒會
- 一 元服理髮
- 一 婚禮盃之事
- 一 近世小笠原流婚禮式
- 一 年賀俗禮
- 一 喰初之祝
- 一 齒黒の祝
- 一 散采之事

- 一 齧を棟より落^テ事
- 一 宮参之事
- 一 御く^レ並^レ乃^レ粉

- 一 誕生祝詞并^テ錢之事
- 一 産着之祝
- 一 廿八日御禮之事

以上

夫初きまらりが
あのみちと云ふあ
り飲食の節に
○夫開ハ元春節の
時ニスルコト之將
ニハアラサレ小
児遊テ生キ物ヲ射
タルニハ符ニ准シ
テ夫開ヲスル也

貞丈雜記卷之一下

伊勢貞友

千賀春城

同 校

門人

岡田光大

一 男子おきあき村多秋を招き射する時夫初きまの祝
と餅をつき射する多獸を料理し祝ふ餅の調
秘喰やう法式あり別々夫開書一巻ありを
委く名えり

一 男子十三四歳の比禮忌初の祝あり武初ある人を
とて禮をききせり也法式禮傳記あり軍用記

雜記一下

もあらず

一六月十六日を嘉祥の祝儀と云事東山殿の代六月
十六日嘉祥通寶の錢をあの川めて揚弓のうけ物より
勝負し遊びあひ勝つる者よハ菓子あは松路をりし
より始ると云儀此儀をめぐり東山殿年中行の鎌
倉年中行事殿中申次記殿中日記年中恒例記年中
定例記より外京都將軍時代年中の祝式あはせる書ども
よ嘉祥の祝儀のりええずは始たりとあはす東山
殿より始ると云儀一がく世儀問答よ嘉定のり
るくくねが京都將軍お時代よあはす事あはれども

殿中より此事ありし形也

一六月嘉祥の祝ハ平城天皇の代大同年中より始り少

彦名命園韓神は酒餅を儀なりて疫病を移る所祈

ありしが仁明天皇の代和十四年の比二神の御告

あり十六日の教よよとてもちあはれり十六の教部よ

儀ありあひ年号も嘉祥と改元ありし由鴨長明が

四季物語よハ見えし事ども右の事日本紀續日本記

を初め延喜式に家次外外所書よ見えし信角

とて四季物語ハ長明が実作よハあはすしと云儀

さああはす

長明ハ
後醍醐院乃代の
人あり

天文八年日夕記略
川新方南門附敷後
記云六月壬子晴嘉
走アリコノ云々

一嘉祥の祝乃事をもぐる前記をゆゑ一又一条攝政兼冬
の兼良公の序子のうらせありて世後セゲレモレドク間答は内嘉祥とやゆひ
何のありや答は事ハゆひはハ後ありけりこととや
カチケウツウホウ嘉祥通寶と傳はハ勝カチと云々
やうせん證を考致すもゆゑにそと承及傳りしとあり
是をゆゑ考ふ望ふ京都將軍時代もありし事也と
れを將軍家殿中の祀祿ハハ入るす將軍家ハ城のあ
うりしありて世後間答ハ義晴將軍の時代天文十三年
み出まし書也嘉祥を今ハ嘉祥とも書らるる
一祝儀の産出ハ魚鯉魚鳥二重折ありて或は魚鳥の類をふあて云

奉ふ也魚鯉魚鳥ハ神也ニユ勢也魚鳥の類をふあて云
也古ハ魚の内ゆゑハ鯉を考致し多ク内ハハキジ雛子也考
致しくるおは二品を考致すも傳ふ也末世ハ至るハ魚
ハ鯛を考致し多ク魚を考致す古ハ遠くあり又婚禮
元服もさし一は方極成の時ハ外式正の祝儀ハ
必ハ魚鯉魚鳥二重折を産出ハハ多ク神也事あり
今ハ婚禮の時よりハ魚鯉魚鳥のうらせり物と
わたりあやゆり也又魚鯉魚鳥も今ハ作り物と云
お式ハ生のを用品也考致しハハそれと云々ある
お作り物を用品と云々あり

やうくハ様々也様
ハ式様ト連ル字ニ
テヤウト云ハ式
法ト云フ意也

一 五鯉 五鳥を本まき作り物なり用古例あり古今

著聞集卷五和歌云元永元年六月十日修理善光寺アキスハ

六条東園院卒中畧於抄本太夫人丸供を初と云ふあり

當日イイ彩の前ツギ小机をたてて飯一杯菓子やうくハ魚

鳥等イヒ献進せしり但そのありはくろくイ実物ハあり

此時六月某の強き時ある初真を齋ふゆはくろく物ハあり

一 何れ祝ふも五多五鯉二重折籠子を對上座に置

神は候へまき手鯉ハ客人幸まきまき候へまきする物也

常能祝ふ六鯉一ツ雉子の男山猪カ名一ツ也婚禮の祝

鯉二ツ雉子男名ニツ也山猪ハ是五多五鯉の調給のうりめ

脂燭の指掛調度
の形はたす

一 婚禮コレイハ夜まき物也さき古法婚禮の時門外まきまき

くの上ビヤウラウ筋燭をまき一ツ逆カヒに出るの日記はあり也男ハ

陽也女ハ陰也星ハ陽也夜ハ陰也女を迎ふる祝儀あり

新カラを用也唐カラまきも婚禮ハ夜也さき六婚の字ハ女五人

昏の字を書也唐カラまきも婚禮ハ夜也さき六婚の字ハ女五人

今大名あとの婚禮モハラム出午の中刻ありまき古法は

あきくもりの也

一 今時世のありは祝儀の時ハ必益事と名づけり益事

ありは祝儀の叶はまき事とす也古ハ女ハ酒も

はあまの酒を人ハ酒ハ人の益をもの也又美人の益

江家以券踏取次
牙曰聲公未入自
中門登自渡殿膜
階水取入下階執
眷伴眷舅姑相共
懐卧之
又云遣或出物馬
二匹并送物云

今時婚礼ノいひ
 入ノ進物の格
 二昆布ヲ用ルハ
 取也昆布ハ精々
 物ニテ古ヨリ格
 入ラズ古ヨリ格
 肴ノ中ニハハラ
 ヌ物ナリ引換ノ
 膳ニモ用レトモ
 祝ノ物ナレハ肴
 ノ部ニ入ヘカラ
 ス進物ノ時ハ不
 用也

一祝儀は客人茶會の母乃一あらむを三方まきく客人
 はまのまの茶會のあらむ一古の一あらむびをまの
 事ハあ一茶會をまのまの茶會ハ五種のことり物あ
 るお色の奥敷をげだりてても也危丁人の家ま
 格推あり婚迎記も馬あり又太の慶あり心を懸



引きこゝしき人ありあやまきく一茶のまのひる
 どうこくへき丸

一昆布を祝の物とすまの昆布を昔はあつめといひ
 取也あつめはまの慶也昆布はまのまの海草を云あ
 らめりつああづめのと同一あつめといふ名を物をむ
 ろめりあはまのあつめは祝の用とて一祝のよろこぶと
 いふ候はまのあつめをて用とてまも也

一袖とめ祝とていふの京都將軍の時代まあり一とあ
 ハ古ハあり袖とていふのあは取也此事小袖敷の部は記
 一今時世上は幼年の人始りたまふまのあつめを
 ちあまのあつめを
 んとあつめを

今正月ニ禁裏ニ
テ用ラル、空舟
ノ後ハ舟ニ采儀
ヲ多ツミタル儀
ナリ七福神ノ像
ナドハ書ヲ也右
ノ後板本ニテラ
シタル物ナリ

康置日記文安五
年八月一日八朝
礼車柯比ヨリ在
マ車我之由尋申
候後鳥羽院末方
ヨリ出来候但先
得所見儀所益先
代ヨリ沙汰初候
録倉ヨリ車起候
由所語傳也清家
之記嘉元比之記
ニ此事見之近并
如此之由往付
○先代ハ実朝
云ノ比ヲサシテ
云ナリ

一正月鏡録を鑑カミに依ヨロヒつる車軍神を祭る也京都御軍
家カザリハ正月廿九日具足カザリの餅此以祝ありし由正月祝
儀飾カザリの終エに名をえり今世上ハ正月十一日ハ此祝する也
祝言シラゲと云ハ何事ありとも祝ひり也今ハ婚禮カザリの車バウリ

一今時正月二日の夜カザリ變舟カザリの終エを枕マクラの下カザリに安事あり昔ハ
節分此夜カザリに世儀用ひり也正月二日ハ只ありて昔ハ
中恒例カザリ祀カザリニ云節分の夜紙カザリよりささる舟終伊勢守進上
之女中カザリ庇カザリ同朋カザリ庇カザリ進カザリに調カザリり又巽カザリ阿カザリ覽カザリ書カザリニ云此如
此の上意大引カザリに外小引カザリ以下引カザリ引カザリ合カザリに末女カザリ松カザリ系カザリ也

云 大引小引ハ引合
の儀の大引ヲ云 右京都將軍家カザリの車也

一八朝乃祝の車カザリ一条カザリ務政カザリ乃書ありカザリ一桃花カザリ葉カザリニ云八朝の
車カザリ正應二年御記カザリニ云今日家カザリに此カザリいとありてたのむ人
物カザリをカザリ御用カザリの車カザリをカザリありてこそありし也御用カザリ何事
リ人カザリとおちの御記カザリ勤カザリ後深カザリ多院カザリ御代カザリ建長カザリの
比カザリおひより車カザリおとれるもや宗尊親王カザリの時代カザリありて
云 又公事カザリ根源カザリ云 良カザリ作カザリ 八朝風俗カザリ此車カザリハ天子カザリ御用カザリ
一又正礼カザリの車カザリあり堅固カザリ世俗カザリ此風俗カザリ之或假名カザリ記カザリ
又建長の比カザリより此車カザリありし也田カザリのカザリよきものを
折カザリあうつひあざよ入カザリくのも之流カザリうけり

まゝエシヤウシ明寺タイカウ太閣一条実隆のはナリ文永の記は此七八年よりこのり
 の跡天下は流布ルせるよりのせられより誠は建長の比
 たりのりありたり或はハ後醍醐院ゴサガインのも若菜ワカニヤあり
ガハ外戚セキ通カタキヤウ方々のタイ幸カタはカありカ一時御閑素カレソフありカたカあり
キンさんシウとキ迎習シウは男女ニョウカ密ヒツカありカたりカたりカはカ後カよりカ
セイ聖運ウツをカむカらカうカせカむカひカりカるカはカ嘉瑞カズイありカたりカ同カくカはカ
 とありカたりカありカたりカもカトカ他カくカりカるカをカとカれカいカ川カ野カもカこカ
 うありカるカ事カなりカ一カありカるカ真実マコトハカをカどカありカるカ年チ記ニキもカ分ブン明メイ
 ありカたりカるカはカ後ゴ醍テイ醐ゴ院インのカ御ミ治ジ世セイのカ時トキ分ブンよりカ此コノ事コト成ナリ
 一カありカるカ也ヤ云クモ以上イサ公コウ事コト根ネ元ゲン

貞丈云ハ田の実と云ハ米穀の成就をカ候カふカのカありカありカ
 を田の実と云ハをカ候カふカりカるカはカ主君ヌシとカのカ此コノ事コト
 人ヒトは物モノありカるカ君キミよりカ人ヒト長チカすカのカむカ者モノは物モノありカるカ君キミ長チカ和ワ
 命イナヒ一ヒトありカるカもカ一ヒトありカるカ祝イハヒ也ヤ云クモをカ京キョウ都ト將シヤウ軍クン家カありカるカ
 一ヒトありカるカ祝イハヒありカるカ一ヒトありカるカ也ヤ
 一ヒト御ミ齒シ固コ以イ祝イハヒ乃ハ事コト篇ヘン中チュウ旧キウ記キ年ネン中チュウ恒コウ例レイ記キ等トウにカありカるカもカ
 委クニ一ヒトありカるカ鎌カネ倉クラ年ネン中チュウ行コウ事コト云クモ正月シユウゲツ十五ジユウゴ日ニチ内ウチはカ御ミ齒シ固コ
 乃ハ御ミ祝イハヒありカるカ平ヘイ人ヒトのカ祝イハヒはカ長チカきカるカ後ノチ醍テイ醐ゴ院インのカ祝イハヒはカありカるカずカ
 七シチありカるカ長チカきカるカ後ノチ醍テイ醐ゴ院インのカ祝イハヒはカありカるカずカ
 尺シツをカりカありカるカ衣キヌはカ一ヒトありカるカをカ付ツキけカるカ縁ヘリをカりカるカ口クチのカすカはカ後ノチ
 一ヒトありカるカ也ヤ云クモ以上イサ公コウ事コト根ネ元ゲン

雜記一下

土

都將軍家ニ正月十四日大館上總次佳例あり如杖を進上

しける由り次記録及中々次記等より見えしなり

一左義長サキナヤウのの殿中り次記は正月十四日十五日十八日の条より

左義長ハヤシ難スララハハ正月祝儀に飾り給ふ云正月十八日

夜より入る爆竹の事爆竹トハ左義長ののり
竹ヲ立テ火ヲ付焼也ながらうる竹を五

さびのものを二ツ作り帯らうけよき草ヲを十二筋走

むろぐりみ付すえひ初を十らうぐりあきのま

ハ火をうやけうるかあ
きのあしたをす公方極まる丹波の風をうた

とり猿樂あがり不うせうどやどんとをわら也

正月十八日竹をケ後より進上也禁裏極ハ正月十八日

あがり猿樂也杖火を餅十二あがり初りて細く焼て

あがり猿樂あり東山殿年中行事にも爆竹のりあり

見合をべし

一元服の付初段並袴帯等一着此祝儀今必十一月

十五日よりすのり成り多きとも古ハ十一月十五日より

事ありずし川より吉を急ふひて志々也陰陽師

乃書々年中ノ最上吉日正月十日二月九日三月七日四月

五日五月三日六月初日七月廿五日八月廿二日九月廿十日

十八日十一月十五日十二月十二日あり然ハ正月何れも

用へざる事あり十一月十五日より正月何れも

水左記云兼保二
年八月十六日今
日東宮御着袴敷
季三歳閣白殿左
大臣兩人御前参
上閣白殿侍御腰
拾う玉藤云
兼久二年十一月
五日此日皇太子
懐成ニ歳御着袴
也云くゴキヤツ
コトヨム男女共
二着袴アリ

上古五十日メノ
祝モアリシナリ
イカノ祝ト云五
十日ト書テイカ
トヨムナリ

一 小児誕生の當日を初夜と云三日めを二夜と云四
日めを五夜と云七日めを七夜と云十日毎に祝ふを
うぬやいあいの祝と云生後七日吉日とあはれ遊ふ
吉日をあらびつ初夜の祝あり二夜五夜七夜を
同一儀也

一 小児湯の後始つ湯あびせる湯始の祝と云
うぶそりを判髪アイハツの祝と云うぬきぬを初と云す秋
鳥衣キウイ乃祝と云殿中日に祀あり

一 小児誕生ありつ後河臨カハクミおあつ云ふあり是も吉日を
あひつ陰陽歌オンヤウカ河臨カハクミおあつ出つ架つをすは産所也

祈始河臨祭と殿中日に祀あり此産婦に小児の祈
禱也

一 臍帯ホリノヲを洗ぐ竹刀を洗ふといふあやまり也まはし
小刀の形を竹まき作りたる物あまを竹刀といふべし
倭一統ウヂイツの中竹刀とあり此その物流ぎあふ財ハツといふげ
まきてまはせといふげはあつ川ぎあふ由是も一倭
一統イツを見といふ

一 婚禮の時喫交酒後の夕酒人あつ此等のたねあが
えぎを小あつあふ人同くあつ右左のあがえき
たよる也後まはあをあをのけあうえをあ

年賀ノ始リハ仁
 明天皇ヨリ始ル
 欽徳日本後記仁
 明天皇嘉祥二年
 冬十月辛巳朔癸
 卯嵯峨天皇太后
 遣使奉賀祇室兼
 也其献物黒漆平
 文厨子十基盤彩
 云以釘懸物多
 冊ノ字ハ四十也
 印本ニハ卅ニ作
 ル三十二テハ半
 數合ハス誤ナリ
 古本ニハ卅トア
 リ
 建仁三年十一月
 廿三日俊成々九
 十之賀歌の内具
 親の翁君の飯を
 人子とせむ飯を
 他人の飯の杖を
 はつとありけり
 又新撰ニ作也

すのち移よししう渡り也又一人のあそをうつづけ左
 のあぐろふもをうくも也左ハ陽也右ハ陰也手をうつづ
 くるハ陽也あそをのくるハ陰也是陰陽を表すたれ也
 両方ともは家老の役也又此儀の時あのがえの者ハ入
 うし常にお村あがえの者ハ入しぬ物也
婚入記の條云又此
人あがえの者ハ入し
の條云又此
書あやまると
 一婚礼の時あし入るを名を解致出さしよをうく
 の物也と今世上一統は如也其のあやまるとあし
 又此役人もあき程のいよき人の自あきやうのもの
 あり一人名は外歴ハあし一人名は役人あり名は役

子不及也

一老人ハ賀の事甲子の年より祝ひ初り五十七七八
 十九十百の年まで十年めくは祝ふ也武家ハ別は親式
 あり一は家老ハあまこの人くは款よあまをくは款を
 屏風又書け祝の座をまき也又楯の杖とて杖の上
 楯を作り付くを老人ハをまきる事あり楯とい
 ふるハ食をむせぬ也老人ハ食をむせぬもたれ也
 其れまきあひは楯の杖を用ひて傳へり右は款と
 申ハ家方ハ其実をまき一は武家ハ初めぬ事也又
 五十の賀六十の賀あり云へ一は賀のいさひとる事

一 亥の子の夜菊をさきせしむるをさきせしむるの旧記ありきせ

しむるハ高錦を菊の花のまんの大サありと云ふ九ツあり

一 赤き花ハ赤く黄ある花ハ黄ある花ハ白き花ハ白く

と花の色を深く花ごうんの花の上よりふせる也書をい

ふか也今も禁裏ニテ此事あり

一 胞衣を細く帰る時と彼人笑ひて帰る所の産所記啓中

日記等よりとりとる家も此の天子の御胞衣ハ福

為山ナリ賀茂山カモ吉田山ヨシダ城と云ふ細く也人のあまぬあま細

めりてあまぬあま細く也人のあまぬあま細く

正月五ケ日と云朝日三日七日十四日十五日也出家方ハ初の

五日を五ケ日と云書れれば諸国書条々等ハ此後

此也次記ス

一 婚禮の夜ハ一よせお時ありくを指出るの旧記あり

一 脂燭のししり松調度の部ハ記ス名合也

一 正月五ケ日の事前記タル後ハ非也元日二日三日七日十

五日是を五ケ日と云テ京都將軍家ハ此以後あり

一 職御太刀進上ありて御盃頂戴也ハ次記録東山

及年中行事殿中ハ次記年中恒例記等見たり

一 移徒乃祝ハ別々移りしる祝式ハあまぬあま細く也ひあ

稷徒の日鎮宅の
ありてその陰陽
師より付たる黄
牛ありてその
ありて武家の礼式
の方ユハありて

字付たる物を進物はせず衣服の外も赤き色又ハ白
き色をもえり色を不用とすのを忌む也彦彦ノ上
彦彦ノ川も此祝の如く稚子一對並鯉魚多る二重折を
垂て水神へそあへる也板敷掛け式と献七五ノ下
稚子控お提ノ奉ヲバヒノ字ヲ忌ミテサゲト云フナリ
一婚禮乃時夫婦乃盃男より女ニさすの酒盃ニ部ニ記ス
一正月のち波方ハ川ノ比より始りていふのちおすある
況ニ神代鷹鷄羽菅不合尊とテ部ニ却ありてあり
くも時より各方記対始りていふと云我共日本紀舊奉
祀古事記古語拾遺ありて云ふこと書きんえさるもの

おまげば用ぐくく天文十三年一条大納言兼冬卿の著りあ
ひ世談問答は正月よりあるハ何の如きやと云題を出て
子細を書述ありてその話小童稚もくあそぶを各方の
共々へ書述ありてそのとくえきり室所及時代の年中行
事新書年中恒例祀及中り次記
年中是例祀及の奉也ありてそのこと此戸ニテハ
ごのこもなりハ久え
これちを各方記すハ久え守りて比ふありて一物飲土
佐國の人新物語は土佐国畑よりかあり山中の人正月
の庭ひは昔よりを波方の書をくせありてありて
彦彦の如く細くする物をせし小童もあより投てあり
たりてあそびおどり上りてありてありてありて左なる

しつゆとど帯と云也

一帯結極故実着帯時也應永世二年十月廿七日薩戒記云今日午

尅女房着帯日時兼勘解由小路三位在方御勘文也於東面庇南間有此事其方依勘文也

先女房南面着座予中山定親跪其前女房右方取生帶精好怙帶也納管先是以天吹助重兼遣加持所也

自端方指入女房左袖中女房取之自小袖下付身引廻

後自右袖出之予取之如元納管次予又取布帶加同管指

入女房左袖中女房取之帶給也云次予退次有盃酌此

夏雖非本儀為後注付云按始ハ精好の帯を結ひ後布

帯取出也非不依と云ハ此子事ともを日記に記

す及及子と云意あり

一御基所より御妻より懐妊の時陰月近くあるに

御殿を出り御家人乃宿に移り居る産ありあり古

例也東鑑系蜷川親元の殿中日の記等に及えたり是

ハ古ハ何事と陰陽師を考へて吉凶を定む事あり

一御産の時將軍家の御所より御基所の以所

凶き方とありある由陰陽師考へて時ハ吉方とあり

る御家人乃宿に移り居るひ御産ありて後吉方

あるに御所へ歸りあるに時誕生の御子も御所へ

入るふあり又御家人乃宿ありとも吉方あるに

別所の御館今中屋浦下へも移りあるありう移りゆふの

以下行在又云以す、いさの以併大草調を云

一新宅ハ三年の閑煤拂せぬ物也、俗よひひ習す事

あり古ヨリいひ傳へる也東鑑卷之十一嘉禎二年丙申十二月条云六

日巳丑霽為大膳大夫奉行召陰陽師等於御所歲末

年始雜事日時勘申之御煤拂事有相論文元朝臣申

云新造者三箇年之内可有其憚ハカリ親職晴賢等朝

臣之先達者雖無指文皆所記置也至新造者無煤之

故歟有煤者可拂歟キレニ所詮此條無證處然者無煤拂

御沙汰可置歟之由被仰出之間各不申子細也

一正月門松之事室町殿年中恒例記二十二月廿六日ノ条云今日御

立松法くりり也仍御太刀下揚律守元道朝臣説也
近年ハ晦日作アリ也

一門松の始詳ありす堀川院百首は顯季の歌

門松をいともあゝとてその説は春あけうゝに歌やぬ

良んと名をうけ堀川院の代は既に其のありありありハ

之始ハ松をわたりも昔は事ぬ兼好法師又法也四季ノ條草子大詠

乃至法松をいともあゝとてその説は春あけうゝに歌やぬ

ありぬなむ天文ノ比ノ書又一条兼冬を此世後関谷の門の松事

事若かり何り素世の事あり云

貞丈云禁裏ニハ古ヨリ門松立ルナシ今モ同シ公家迄の
家ヨリ立ルナシ京都將軍家ニテハ立シナリ

一いさのことば板の物今に戸ありハをそのことば

肉を食ふむじ也

比始々粒食魚肉抄の... 祝ふ事也東鑑卷廿四同十四日於左府有魚味之儀

是ハ五大目道家ノ御息ヲ鎌倉史朝公ノ... 同卷三十四今日若君

着袴魚味也云同卷二十五大納言乙若君御着袴並

令掌魚味給申刻於寢殿有其儀云云

一正月の祝又女の髪をさぐり祝ある云山菅を用ふ事あり

や梅すげと小麦門冬の事也山菅冬も葉青く...

ぬ物也雪霰ふもつとぬ物の祝を用ふ也

葉の大成と細あると二品あり葉の大あるを山すげト云

清次納言披子... 捷ニツを卯杖...

細あるをさぐり祝ある云云... 山菅を用ふ事大草摺正月祝儀飾の終り

一尚齒會云ハ尚齒と書てよをひを貴...

年老なる人を集えて詩つくり歌をうて嬉ひ...

む也會ハ會合と云くあり合ふ也亭主も老人也

時七叟といふ七十歳以上を老人七人...

七人の外は垣下おんくもあまあり垣下と相傳の

人を云也垣下の座とて別と列を...

唐土のものは會ありし也尚齒會は古例ハ古今著聞集

卷四詩ノ部同卷五和歌ノ部妻く見えり

一婚入の時見桶を穿一乃調度調度ハ道具の中也するもふたあり

乃見ハ外の見ありすふふありぬ物也幸しく貞

女ジョリヤウ而夫マツは見ずとて方持しき女ハあ人の男は身をば

くせらるるゆへに婚入又二つび婚れせぬまあり

ゆもあり又いふしめの為もあゆ見桶をよ見え入り

調度のうををさよすりありうハをさよハソウの物の方一の上層は長く也ををさよハ洞あつた洞あり

見おるひのりそ調度乃部記ス

一元服の時理髪の人元結をとり事元結をとりハ髪をぬく事也もつりお

とてむむ組のま組人物の部記ス

大饗ノ時ノ正客ヲ尊者ト云相伴ヲ恒下ト云カイトト云

一ダイヤウ大饗と云事ハ八家あり大臣は大饗と云ハ大臣は任せられ

る人其祝は数多其客人を招きて饗應せしむ事ヲ云

大饗は二字を今世地下の俗語ありしむ大なるまひ也

一婚禮は男女盃とりつすは男より始むるも女子細

酒盃の部は記しり恒く見へし或は古ハ聲をハ先男

乃家招き入る婚れを調ふ源氏物語も光原ヒカル氏の

君を左大臣聲ありて先君を左大臣の家に入ると葵

の上よあつて婚れを調ふ由見えりさねハ女の

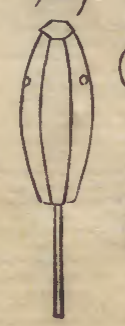
家ある女君より盃を始め酒の由見えりて聲殿

或は親遊とて男先ツ家の家へ行て女をのれ奉る奉れありといふ日本ハ唐ののち日例とすへり

一益をさすの古礼也といふは實に似ては實に
 あは源氏のついで天子の御子ありて左大臣の聲をせよと
 作をうけありて出まのれ美しき左大臣の家に入来
 ぶせー也常の例はあはすその上源氏物語はつくり物
 語也といふ例もいふが又昔ハ女のもく之男惡しき
 のひ行き後はその親安つけり事あはれと出まは
 男をそが家の聲をとりける事古き物語は聞かざる
 りこれに正れはあはす常は例もすべし
 一古書は嫁れ乃三日めは露顯と云ふは露顯と書て
 あはれといふ也嫁れの當日より二日めより三日め

親類をりり知りて他人に知らせず三日めより廣く婚
 れの世を他人に知らせぬを露顯と云ふは嫁れをあら
 けす公也

一正月小児のあそび物まじりしきちやうと云物
 今も京のあつに戸ありて形
 胡粉をぬりたるをだし松糸あざさいあそび物
 ありまはあそぶ村まじりしきぬきまは
 丸垂し一方よりころをすを
 けぎちやうと云物也
 杖と云ハ杖をぬりし穂を
 杖と云ハ杖をぬりし穂を



柳子の良馬も物也ニワリテ水
 吞あります也
 康和御産部記
 靴二柄付一柄
 金銀犀角錢管入
 領袋付と權中納
 言御取御劍束帶
 虎頭犀角相加白
 院被献之
 又元永御産部記
 靴記御産部記
 未抱皇子件人故

宰相中將家故御
 女御の殿持犀角
 虎頭又源礼委記
 云云録以靴柄未
 例一枚口進之犀
 角金銀珊瑚車渠
 馬腦頭珊瑚瑠璃
 珀真珠錢等入白
 生絹小袋入御湯

おまの事也正月女子のあまりつゝ不穂杖の玉うつ送
 風あまの世後同答も正月本丁の玉をうつ川子あま
 木丁ハ穂杖の
 りをうつあま

一若君御誕生ありて御産湯をわくせり時わくせり時虎の
 頭乃りげを御湯よりわくせりあり虎ハ穂杖
 獸あり諸の獸のあまり物より邪氣を退すゆへに新を
 うりて御湯をひくせり也又やしをのむあまを御
 やまを不唐の菓ハ椰子と云木の實あり大井徑り三寸
 汁あり丸しそれを二ツまきりて之をのむあまを御
 げり用也椰子を俗に椰子ハ毒ハ解物ある故産湯用
やしをとり云

胎毒を解ス為也室町將軍御産所の以道具を記
 一書ハ以り好むひきの以事
一アこれハ以り好むひきの以事
ひきを以り好むひきの以事
を以り好むひきの以事
 す也虎の頭を御湯よりわくせりあり虎の頭乃りげを御湯より
 弘正十年十月十日東門院の後一条院をうつみまの以り一条云
 御湯及ハさぬまの宰相の君以り之湯ハ大納之の君也
後一条院 園白通長
以り大納之
以り大納之
 室の内侍を以り好むひきの以事
 人の文のうつせり蔵人の并度業高欄乃りもよこ

了史記の才一の巻をなぞよむ云々 以時のありさまを古き絵に画きしるも
虎の尻を折ぬのやうなる物とのせむ女
房をくちまの餅をあげり貞丈物ゆふにぬきしうしう。
虎の頭を切り用ひしう。

一近世江戸より婚禮はかぢ人の上下より人の多岐のしめを
一 一 腰の飾り織るをこしあきとく嫌ふの又之を
祝の餅は古より片のあつたその餅の數ある八十と定見
うますといふ物、入る聲舅の使者途中より出合ひし
むらりの鯨尺ウジラモサレをもちあがる事又うばのといふ女婚れは
供をする事こいげと云女 あつたまひ
とも云由りを婚れは百する
り又よめ輿へる舟聲の門内よりあつて乃餅とく
老人夫婦餅をつくり又よめ入の日よめ乃輿を前を

うらへさうゆぬまうきぬ事又柳橋を屋内表多苗と書
付をすまの又めづくの輿は筒守をまて犬もちことをのせ
て戸をひきき人の名物は偽りなり又 エンアウ
ヲシトリ乃會長フスガ
良あどころ物を作る事以外常は移りくるものた多し是
小笠原流也と云小笠原の先祖は信濃國の大名なりたむ
望む信濃の國乃風俗軟古京都ありふあき事ども也
右の事ども我々おぼよあき事ども也若し人たの事たむ
右の事ども我々おぼよあき事ども也若し人たの事たむ
べー右の事ども用べし世間をゆるとくたお事
ともものまをきくしおぼよあき事ども也若し人たの事たむ

走敷故実云天文五年十一月廿八日若君極公禪始而佛公成奈茶還所候て各所太刀糸云タン生在テ二百日余り也

一産時コトナキ産を棟ハナより落すの將軍家は此法あり堂

上よりありし事也治承御産記云治承二年十二月十二日

皇子降誕安徳天皇此間自日陰間上轉コトナキ破三分云又平

家物語卷三中宮御産条云后御産の時以敵のむ録

より産を歩ありをらすより皇子の身人生る南産

皇女と人産此物とす云是こしきを棟より落

すも前云散末と同一意あり皆人産候す為也

一小児誕生の時祝詞并枕上之錢を産の將軍家より抄法

あり堂上よりありしあり治承御産記云皇子降

誕中畧内大臣誦祝詞三五以天為父以地為母領金錢九十九令呪命被置錢於皇子

御帳御枕上二件錢九十九文納方三寸許白生絹袋也以白糸為括御産以前自禪門被獻之大夫取之被傳内府皇子渡御以前被置白御帳内也云

一宮糸事本はう殿も糸云ひ也誕所記云百日の

内ハ白小袖百一日糸色産しとる産婦見并仕女と色

小袖を糸す色産し一の祝ありし色産し有る之七の此

後吉日次方宮糸ありし又祝言次方蛭川親孝記天文永録比記云百

日子色産しとる赤さ小袖を糸す色産しとるおす糸

かす云御宮糸と云名目義滿將軍に未だ事少や既天文永録の比はうす糸糸又宮糸糸と云名ハ安んて之ハハ祥うす

又東鑑建久三年八月九日御臺所御産氣男子御産也実朝公

次有御名字是千万君云十日若公二夜事武藏守

三浦公沙汰十一月五日若君御行始也云誕生日ヨリハ十六日メナリ則

宮糸ノ日定ラス陰陽師ノカモンニマカスル状

走敷故実云天文五年十一月廿八日若君極公禪始而佛公成奈茶還所候て各所太刀糸云タン生在テ二百日余り也

衣以祝^{ウガキヌ}生衣青色薄淺黄ス、^ハ白以小袖練貫拾
 重後飲^ツ調多^ク又云御服衣^ハ初の時^ハ色^ハ不^レ以^レ出生
 以^ハ方^ハ以^レ御年^ハ後^ハ考^ヘト^ル也^ハ黄^ハ色^ハ青^ハ色^ハを^ハ定^レト^ル也
 同縫初^ハト^ル人^ハ二親^ヲ持^テる^ハ女^ハ房^ハ七^人あり^テ以^レ服^ヲを^ハ縫
 初^ハト^ル也^ハ以^レ御^ハ計^ハ以^レ服^ハ衣^ハ副^レテ^ハ茶^也云^ハ以^レ鶴^ハ龜^ハ松
 竹^ハ乃^ハ白^銀以^レ白^銀也^ハ紋^ハ所^ハ以^レする^也也^ハ産^ハ忌^ハ也^ハ懷
 寸法^ハを^ハ名^ハ能^ハ知^ル但^ハ帯^ハの小^ハ袖^ハより^ハ八^寸い^さく^す也^ハ會
 服^ハの^ハ泥^ハを^ハ書^ハ産^ハ忌^ハ也^ハ一^重ト^ル重^トる^ハ産^ハ又^ハ居^也大方^ハ十^四
 五^歳迄^ハの小^ハ袖^ハ多^ク袖^ハ乃^ハ服^ハを^ハあ^らる^也也^ハ廣^袖ニ^テワ^キア^ケナ^リ
 と^ハ空^色と^ハ二^色進^上ハ^ハ時^ハハ^ハ白^色を^ハ上^ト重^トる^ハ祿^ハト^ル又^ハ生^子也^ハ

為^ハ用^ハ之^ハ小^ハ袖^ハ是^ハ前^ニ見^エタル^ハ小^ハ見^忌衣^ノ祝^ニ用^ユル^ハ帶^ヲ加^テ持^シテ
 ウ^フキ^ニ小^ハサ^ク又^ハヒ^用ユ^ルヲ^云ヘ^ルナル^ヘシ
 ハ^ハ脇^ハを^ハ取^ル

之^ハ小^ハ袖^ハ袖^ノ先^ハ筒^袖
 ニ^スル^ヲ云^ハ也^ハ是^ハハ^ハ綿^ヲ入^ズシ^テア^ハセ^ナル^ヘシ^東鑑^仁治
 二年^ハ十一月^ハ廿一日^ハ頼^朝公^三歳^ノ時^ハ始^メ際^際衣^着
 給^フア^リ縣^衣ハ^縣ノ^字綿^ト同^字ニ^テワ^タ入^ノ
 衣^ヲ云^ヘル^{ナル}ヘ^シ此^事小^袖ノ^部ニ^注ス^ル也^ハ是^ハ也^ハ松^竹鶴^龜紋^ヲ付^シ

白^キ織^物也^ハ拾^ハハ^ハ祿^リ也^ハ誕^生百^日の^内ハ^ハ白^キ物^ヲを^ハ忌^用也^ハ此文
 白^キ織^物ニ^テ白^キハ^ハ松^竹鶴^龜紋^ヲ付^シト^ル也^ハ外^ハあ^らる^ヘシ^上着^ト爲^ス也
 二^色の^袷あ^らる^ヘシ^也也^ハされ^ハ小^見之^也也^ハ當^季の^色袷^ヲ用^ハれ^ル子^古例^亦の^如ク^也

一^髪忌^乃時^ハ内^ニシ^テ一^重の^物の^事也^ハ白^髪を^ハ産^忌也^ハ根
 子^ハ也^ハ

松^山橋^を以^テ産^忌也^ハの^物を^ハ紙^ニ包^入老^女持^おま^へ外^ハ

老^女打^丸箱^を持^巾ニ^包あ^らる^ト持^ささ^ス也^ハ老^女の^禰付^也
 産^忌也^ハ中^産也^ハ踏^キ也^ハ小^見吉^方也^ハ向^也

座定りい村白髪の役打乱箱の役あひまきき給の老女ハ白
髪ハ廣蓋を小児の左ハ方ハ並小児の前ハいハ海ハ老女
打乱箱小児の左ハの振舞ハ右ハ方ハ此ハ通ル子ハ相在在ハ村白
髪の役ハ小児の前ハに打てうふせり村板廣蓋ハ入る以ハくハ舞
舞を小児の頂ハ上ハ付テ板白髪をうあせり同ハ舟流も子を
之ハ引車ここときせり出て白髪をうあせりる老女後
出り為座の村小児ハ右ハに打てる老女打乱箱を持て小児
の左の後乃方並並柳巾の包をのぶき下座退板老女柳并
亦ハ白髪の左ハ右髪を之ハかく舞をここときせりいハ母ハ
之ハ度あづつけ右をも左の通り子ハ柳ここハ打乱

箱納め下座右方ハ退き目ハ度祝詞を退く板中箱支
人強おいき人ハ白髪をのせこる廣蓋をひきき人ハ打乱箱
を柳巾を包引てい出く並並の舞といハ柳巾のなり男女
同断あり

一廿八日御禮お仕事京都將軍家ハあき事也今廿世
廿八日御禮ハ

御當家より起まるとろり錦苜抄云廿八日の以礼ハ
事ハ神君様三河ハ以座の村以家人皆三河の内我
々在座ハ居るがり御家人ハ皆門徒座あき廿八日寺
福して上下座ハ御機嫌を何也君ハ以待あ

雜記一下

